

愛知県教員の資質向上に関する協議会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県教員の資質向上に関する協議会設置要綱第7条第2項に基づき、愛知県教員の資質向上に関する協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 協議会における傍聴者の定員は、10名とする。

(傍聴の申込み及び傍聴者の決定方法)

第3条 傍聴を希望するものは、協議会の1週間前までに日付、連絡先、住所及び名前を記載した傍聴申込書を教職員課へメール又はファックスにて提出すること。

- 2 開会時刻の30分前から5分前までに傍聴証の交付を受け、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。
- 3 前項の規定により傍聴申込書を提出した者の数が、前条の定員を超えるときは、当該提出した者の中から抽選により、傍聴証の交付を受ける者を決定するものとする。
- 4 傍聴証の交付を受けた者は、これを他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者は、会場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 検討会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴者は、傍聴席においては、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

(座長の指示)

第7条 座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第8条 報道関係者は、第2条、第3条の規定に関わらず、協議会を傍聴することができる。

(附則)

この要領は、平成30年12月18日から施行する。

この要領は、令和3年1月4日から施行する。